

2017年10月15日  
日本健康相談活動学会

## 学会認定資格「子ども健康相談士」の制度化の検討を進めています！！

理事長 三木 とみ子

秋たけなわの今日この頃、会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。日頃から本学会の運営にご協力いただき心から御礼申し上げます。

会員の皆様への情報は、学会誌、トライアングル、HP等で提供しています。それ以外にも未来志向の学会運営を目指した活動の進捗状況などをタイムリーに、また気軽に、例えば学校現場の「ほけんだより」のようなお知らせ文書としてこのような通信を始めました。今回は標題の通り、学会認定資格「子ども健康相談士」についての検討状況の一部をお知らせします。（※今後の検討状況により変更することがあります。）

### Q1：「子ども健康相談士」の学会資格認定の目的は？

- A1：① 学校保健活動の中核的役割を担う養護教諭が「チーム学校」の時代において健康相談・健康相談活動の専門家として子どもの心と体の両面に関わり、関係者と連携し、迅速かつ効果的な解決を可能とする質的担保の資格として学会が認定する。
- ② 会員の蓄積された豊富な実践や実績を「資格」として「見える化」することで、日頃の実践に有効に機能し、子ども達の対応のさらなる充実と会員自身の自己実現を図る。

### Q2：「子ども健康相談士」資格の種類と内容は？

- A2：資格の種類は初級、中級、上級の資格があり、次の領域から必要単位を取得

A領域	・ 基礎理論（健康相談・健康相談活動の基礎理論、プロセス、現代的健康課題等）
B領域	・ 関連理論（医学、精神医学、発育発達、心理、福祉・行政、看護、教育）
C領域	・ 方法（心身の観察、背景要因の分析、判断対応、連携、記録）
D領域	・ 研究（事例研究、学会発表、学術論文、関連書籍発表、研究会発表）

60分～90分の講義・演習を1単位

### Q3：「子ども健康相談士」の資格申請の要件は？

- A3：【基礎資格】① 「子ども健康相談士」にふさわしい識見・人柄であること  
② 本学会の会員として3年以上所属していること  
③ 教職経験、健康相談の経験が3年以上あること
- 【研修経験】先のA領域からD領域までの必要単位の研修を受けていること

### Q4：今後のスケジュールは？

- A4：「子ども健康相談士」資格認定委員会を設け、関係の規定や申請書・認定書等の書式を吟味し、書式に沿った資料を整える。その後、理事会にて検討後、会員に企画案を配布し意見を求める。成案として2018年3月の総会に提案し、承認後、具体的作業に入る。

この他にも資格認定に関わる様々な規定や細則など鋭意検討中です。このような学会資格認定制度については、今年の総会において未来志向の学会運営の一環としての承認をいただいています。詳細については、会員の皆様に資料を配付し、意見聴取の機会をもうけたいと考えています。今回は大まかな趣旨や流れなどについてご紹介しました。どうぞ、皆様にチャレンジしていただきたいと思っております。

